

しゃりょうけ

60mmの線は車両の動揺を考慮し、在来線における経験に基づき決定され、下部隅にある斜めの切れ込みは、橋りょうにおける隅控設計上の必要性から決定された。集電装置は折りたたんだ状態において基礎限界内に入らねばならないが、これを上昇させた場合の屋上装置に対する限界として、幅1,900mm、高さ950mmの部分が基礎限界上部に定められている。このほか、車体側面に取り付ける標識(表示燈等)に対する限界として、基礎限界の外に一定の高さの範囲にわたって限界が定められている。東海道新幹線の車両はすべてこれらの限界内に収まるように設計、製作しなければならないが、次の部分に限り、それぞれ特定の条件の下に車両限界をこえることが許されている。

- (1) 車輪 建築限界内にある場合
- (2) 砂まき管 車輪のリム(タイヤのある車輪にあってはタイヤ)の幅以内のものがレール面上40mmより上にある場合
- (3) 排障器 可とう(撓)性のある部分が建築限界内にある場合
- (4) 軌道測定輪、レール探傷装置、レール研削装置および建築限界測定装置 建築限界内において使用中の場合
- (5) とびら類 使用中の場合
- (6) 除雪装置、クレーンその他これらに類するもの 使用中の場合

また、図に示す限界は直線における場合を示しているが、曲線における車両限界は次の計算式(1)から得られる数値(W)を幅方向の両側にそれぞれ加え、曲線に沿う乗降場における車両限界は計算式(2)から得られる数値(W')を両側に加えることになっている。

$$W=50,000/R\cdots\cdots(1)$$

$$W'=39,000/R\cdots\cdots(2)$$

ここに、W、W'……加えるべき数値(単位mm)

R……曲線半径(単位m)

しかし、このような修正だけでは、曲線から直線へ移る部分においてWまたはW'の数値が急激に0となり、車両の通過に支障を及ぼすので、曲線端の外方直線25mの部分においてWまたはW'の値を順次減じ、曲線端から25mの位置を過ぎると直線における限界に復帰するように定められている。

(松田和夫)

しゃりょうけんさ 車両検査 鉄道輸送における車両は、客貨の運搬用具であって、利用者の生命・財産を安全に、的確に、迅速に輸送する使命をもっており、常にその正常な機能を維持して、これにこたえられるようにしておかなければならない。これは、車両を一定の期間ごとに検査することによって各部の劣化の程度や変化の状態を調査したうえ、調整や機能を補うことによって目的を達することができ、このような行為を車両検査と称している。検査の種類やそれをいつ行なうかという周期は、運輸省令や部内規程に基づいて定められている。検査の種類は、次のとおりである。

1 機関車・電車および気動車の場合

(1) 仕業検査

所定の周期で、仕業前に要部の状態および作用について、外部から行なう検査(担当箇所 区)

(2) 運転検査

仕業中の車両の要部の状態および作用について、外部から行なう検査(担当箇所 区)

(3) 交番検査

所定の周期で、要部の状態および作用について行なう検査(担当箇所 区)

(4) 中間検査

所定の周期で、動力の発生装置および伝達装置・走り装置・ブレーキ装置・計器等主要部分を解体のうえ各部にわたって行なう検査(担当箇所 工場または区)

(5) *全般検査

所定の周期で、各部を解体のうえ全般にわたって行なう検査(担当箇所 工場)

(6) *臨時検査

必要に応じ、車両の一部について、または全般にわたって行なう検査(担当箇所 工場または区)

2 客車および貨車の場合

(1) *列車検査

旅客列車および貨物列車の始発の際、および貨物列車の終着の際ならびに運行途中において、車両の使用状況に応じ要部の状態および作用について行なう検査(担当箇所 区)

(2) *運用検査

客車および貨車の使用状況に応じ、所定の周期で要部の状態および作用について、列車の終着時から始発時までの間に行なう検査(担当箇所 区)

(3) *出入検査

貨車が地方鉄道・専用鉄道・軌道等から日本国有鉄道の鉄道線内にはいる際に、要部の状態について行なう検査(担当箇所 区)

(4) 運転検査

仕業中の車両の要部の状態および作用について、外部から行なう検査(担当箇所 区)

(5) 交番検査

客車の使用状況に応じ、所定の周期で、要部の状態および作用について行なう検査(担当箇所 工場または区)

(6) *交番検査(指定代替)

客車の使用状況に応じ、前項の交番検査のほかに、特定の部分の代替について行なう検査(担当箇所 工場または区)

(7) 仕立検査

貨車の使用状況に応じ、所定の周期で、要部の状態および作用について行なう検査(担当箇所 工場または区)

(8) *仕立検査(指定代替)

貨車の使用状況に応じ、前項の仕立検査のほかに、特定の部分の代替について行なう検査(担当箇所 工場または区)

(9) 全般検査

所定の周期で、各部を解体のうえ全般にわたって行なう検査(担当箇所 工場または区) (佐々木 康登・薬師寺 万蔵)

しゃりょうせいげんれい 車両制限令 道路法第47条第1項の規定に基づき「道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準」を定めた政令で、昭和36・7・17(政令第265号)公布され、昭和37・2・1から全面施行された。最近における自動車交通の発達はめざましいものがあるが、一方、道路の整備は著しく立ち遅れ、自動車交通の需要を完全に充足するには、なお相当の年月を要し、これに加えて、自動車交通の発達に伴う自動車の大型化・重量化の傾向が全国いたるところに「狭い道路に大型車両」という状態を現出させた。このような自動車の普及発達と道路の整備のはなはだしい不均衡を是正する解決策として、道路と通行車両との合理的調和をはかることにより、交通の危険を防止し、道路構造を保全する目的で制定されたものであり、その概要は次のとおりである。